

苓北町立富岡小学校いじめ防止基本方針（令和8年度版）

1 はじめに

本校は「笑顔いっぱい!ともに学び、ともにかがやく富っ子」を教育目標とし、「人権尊重の精神・人権教育を全ての教育活動の根底に据えて」「児童・教職員・保護者のウェルビーイングが保障された学校づくり」の2点を学校経営の基盤として教育活動を展開している。

その中において「いじめ問題」は喫緊の課題である。近年、急激な社会情勢の変化の中で、SNSによるいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、全教職員がいじめという行為やいじめ問題を正しく理解し、組織的かつ迅速に、いじめ問題に取り組むことが求められている。国においては、平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定がなされ、熊本県においては、「熊本県いじめ防止基本方針」、苓北町においては「苓北町いじめ防止基本方針」がそれぞれ改定された。令和8年度は学校運営テーマを「『～合い』を大切に、自己との対話、他者との対話で自己実現」とし、「心の教育の更なる充実」を最重要課題に引き続き設定し、昨年度課題として上がった「自己有用感の向上」に取り組んでいます。

本校では、国・県・町のいじめに対する方針の趣旨を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を明らかにしつつ、昨年度「苓北町立富岡小学校いじめ防止基本方針（令和7年度版）」として大幅な改訂を行い、令和8年度は昨年度の課題を意識しながら更に充実を図れるよう改訂を行った。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめが解消された」というのは、「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していて、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない」状態であることをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）

(2)いじめについての共通認識

1. いじめとは、どの児童にもどの学校にも起こりうるものである。
2. いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
3. いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
4. いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
5. いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
6. いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
7. いじめは、家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
8. いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

上記の認識を全教職員で共有し、いじめの根絶に向けての取組を進める。日常的に危機感を持って児童観察等にあたり、児童の実態把握を通して、平素から風通しの良い人間関係づくりを行うとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめが認知されたときには、担当教員等が一人で抱え込むことなく組織的に迅速かつ適切な対応により、早期解決および再発防止に向けて取り組む。

また、以下の点に留意して日頃の学校教育の充実を図ることで、いじめの起こらない全ての児童にとってウェルビーイングを体全身で感じる学校づくりを推進していく。

- ①互いの「ちがひ」を大切に、人や自然、伝統や文化への愛情と慈しみの心をもつといった豊かな情操と道徳心を培う教育の推進
- ②心と心が通い合う対話の能力及び交流する力の素地の育成
- ③人権教育を根底に、すべての教育活動を通じ道徳教育及び体験的活動の充実

(3) いじめの理解

①いじめの形態（具体例：R2年度改訂 熊本県いじめ対応基本方針から引用）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

②いじめが見えにくいのは

ア いじめは大人の見えにくいところで行われている

大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

- 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われる。
- 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われる形態がある(カモフラージュ)

イ いじめられている本人からの訴えは少ない

その理由は次のとおりである。

- 親に心配をかけたくない
- いじめられる自分は駄目な人間だ
- 訴えても大人は信用できない
- 訴えたらその仕返しが怖い

ウ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上のいじめに遭っている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近 PC の前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめに遭っている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

3 「未然防止」

(1) 児童や学級の様子を知るために

① 教職員の気付きが基本

児童と同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

② 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てて実態把握に努める。

- 児童及び保護者への意識調査(年間計画に沿って)
- 学級内の人間関係をとらえる調査
- 児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査
- 配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に対しては、教職員間や学校間で丁寧な引継ぎを行う

(参照) 令和8年度教育相談計画

「心のアンケート(富岡小版)」の取組

児童の心の実態把握や変容をみるために、年間を通して、「心のアンケート(富岡小版)」を計画的に行う。また、実施後は、担任が学級の児童全員と個別に教育相談を行い、その後の指導に生かす。

月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	心のアンケート(富小版)	全児童教育相談	気になる児童への重点教育相談	心のアンケート(富小版)	全児童教育相談	心のアンケート(県版)全児童教育相談	気になる児童への重点教育相談	気になる児童への重点教育相談	心のアンケート(富小版)	全児童教育相談

※2学期1回目、3学期の「心のアンケート」では、R7年度1月の通知を考慮し、いじめに加え暴力の有無についても確認を行う。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

本校は、苓北町教育委員会の指導のもと「聴き合う・学び合う」を推進している。その中で児童自身が自分を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を「心の居場所づくり推進テーブル」にそって進めている。

「子どもの居場所づくり推進テーブル」の4つの視点

- ①「子ども」と「子ども」のつながりキーワード「人間関係」
- ②「先生」と「子ども」のつながりキーワード「信頼関係」
- ③「先生」と「先生」のつながりキーワード「一致団結」
- ④「学校」と「家庭・地域・関係機関」のつながりキーワード「連携・協働」

また、児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する児童を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や自己有用感を与えることとなる。このことによって、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

① 児童からの信頼

児童は教職員の振る舞いに目を向けており、教職員の振る舞いに人としての模範を求めようとする傾向がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力協働体制

組織的な対応のためには、教職員の共通理解が必要であり、互いの学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したりするとともに気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。併せて、普段の学校生活の中で起きた生徒指導に関する事案も含めて生徒指導・いじめ不登校対策委員会(校内委員会)の中で、方針を決め、全職員が

共通理解を図ることは重要である。その中心となるのが、情報集約担当者であり、情報集約担当者は以下のような機能を果たす。

【情報集約担当者の役割】

※ R8 年度の情報集約担当者は、甲田教頭、小川教諭

○情報の収集：いじめに関する情報を、児童、教職員、保護者など様々な関係者から収集・整理する。

○情報の分析：収集した情報を分析し、いじめの状況や傾向を把握する。

○情報の共有：分析結果を校内で共有し、校長と相談し連携体制を構築する。

○対応策の検討：いじめの状況に応じた適切な対応策を検討し、校長の指示のもと実施する。

○記録の作成：対応の経過や結果を記録し、学校の組織的な対応につなげる。

○関係機関との連携：校長の指示のもと関係機関と連携し、適切な支援を提案する。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学級行事

授業を始め、学校生活のあらゆる場面において他者とかかわる機会をもち、それぞれの違いを認め合う仲間作りが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉かけが「認められた」という自己肯定感につながり、児童の自己有用感が高められるのではないかと考える。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権教育や道徳教育及び体験活動は豊かな心を育成する重要な要素である。

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。特にいじめ問題は、人を思いやる心や人権意識の欠如から起こるものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切であると考ええる。

児童は心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の行動を顧み、いじめの抑止につながると考える。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTA の各種会議や保護者会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなど

を具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催や HP、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切となってくる。

4 「早期発見」

いじめは早期に発見することが早期の解決へつながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識することを通して、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、すべての教職員の間で児童にかかわる情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員のいじめに気付く力を高めるために

人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立つとともに児童を守るという姿勢が大切である。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが重要である。

(2) 早期発見の手立て

① 日々の観察

休み時間や昼休み等に、児童の様子に気を配る。「児童がいるところには教職員がいる」ことを目ざし、児童とともに積極的にかかわり合う時間を設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

② 観察の視点

発達の段階からみると、児童は小学校中学年期からグループを形成し始め、発達の差も出てくる。その発達の時期をどのように過ごしてきたのかなどについて担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

③ 日記の活用

気になる児童には必要に応じて日記を書かせたりすることで、担任と児童・保護者が日ごろから連絡を密にとり、信頼関係を構築するようにする。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

④ 教育相談

日常の生活の中で教職員の声掛け等、児童が日ごろから気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。本校では、1 年のうち 2 回期間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施することとしている。

⑤ いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することである。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等状況に応じて配慮し実施する。

(6) 相談しやすい環境づくりのために

① 本人からの訴えに対して

ア 心身の安全を保障する

- ① 日頃から「よく言ってくれたね。全力であなたのことを守ります。」という教職員の姿勢を伝える。
- ② 実際に訴えがあった場合、全力で守る手立てを考える。
- ③ 保健室や面談等の一時的に危険を回避する時間や場所の提供
- ④ 担任やスクールカウンセラー等を中心に児童の心のケアに努める

イ 事実関係や気持ちの傾聴

- ① 「あなたを信じているよ」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する
- ② 事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する

② 周りの児童からの訴えに対して

ア 訴えた児童へのいじめが新たに発生することを防ぐ

- ① 他の児童から目の届かない時間や場所の確保
- ② 訴えを真摯に受け止める

イ 伝えたことの勇気を賞賛

情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える

③ 保護者からの訴えに対して

ア 保護者がいじめに気付いたとき、即座に学校に連絡できるように、日頃から保護者との信頼関係を気付くことが大切である。

イ 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問だけでは、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときに保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童のよさや可能性、気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

ウ 児童の苦手なところやできない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身の躰や子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

5 基本的な方針（「早期対応」）

協同態勢・協力態勢のもと、一人一人の子どもを大事にした豊かな教育実践を通して、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

(1) 本校におけるいじめ防止に関する措置

- ① 校長及び教頭、生徒指導主任、人権教育主任等を中心とした 生徒指導・いじめ不登校対策委員会を設置し、月に 1 回の推進委員会を実施するとともにいじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画の作成を行う。また、必要に応じてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）や医師

などの外部の専門家に組織の一員として参加していただき助言を得る。具体的には、生徒指導・いじめ不登校対策委員会において児童や保護者アンケートを作成し、分析することを通していじめの早期発見・早期対応を図る。

※昨年度まで校内委員会をいじめ・不登校対策委員会、生徒指導対策委員会を分けて行っていたが、本年度は「生徒指導・いじめ不登校対策委員会」として統合し実施していく。

② 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

※本年度は特別支援教育コーディネーターを 2 人（養護教諭、特別支援教育担任）と増員し、児童の発達に関することも含めた教育相談体制の充実を図っていく。

ア 好ましい人間関係の構築

イ 校内教育相談体制・支援体制の強化と教育相談と教育支援機能の充実

ウ 富っ子推進委員会の開催

特別支援教育コーディネーターを中心に、SCと連携し教師全員のカウンセリング・マインドの向上を目指す。→ 児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

③ 専門的知識を有する専門家の講話を受けたり、教師一人一人が自己研鑽したりして、いじめ防止に対処する。

④ 児童会が中心となっていじめ防止に関するルール作り等を作成させ、いじめの防止に努める。※人権旬間等での企画委員会による提案

⑤ 学校としての取組

ア 児童の話聞き、思いを理解しながら、児童のよさや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導する。

⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める

ア 保護者会、地域懇談等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方ともに理解し協力していじめ防止に努める。

イ 学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

⑦ 教職員、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導改善に活かす。

(2) 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた児童への対応

ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は校長の指示を受け、生徒指

導主任を中心とした臨時の特別委員会を設置し、児童から個別の状況を聞き取り、早急に対応することによって重大事態とならないように対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め、支える指導を実践するとともに、指導の記録を取り、フェイスシートなどへの記録を行う。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告し、全職員でサポートチームを構築し、必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

オ 養護教諭や SC、SSW 及び医師等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

カ 緊急避難措置として欠席した場合は、学習を保障するためのプログラムを作成する。

キ 「愛の 1・2・3 運動+1」と早期の家庭訪問を実施し、児童に安心感をもたせる。

ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導、及び継続的に指導をし、相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。

③ 学校としての取組

ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間環境を育むための指導方法の工夫改善を図る。

イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら（地域のネットワークを活用しながら）いじめのない学校にする。

(3) 本校におけるいじめに対する措置（重大事案発生時）

① 重大事態とは

ア 児童が自死を企画した場合

イ 児童に精神性の疾患が発生した場合

ウ 児童の身体に重大な障害があった場合

エ 児童が金銭を奪い取られた場合

② 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に第一報を入れ後に詳細な報告をする。

③ 重大事態の調査

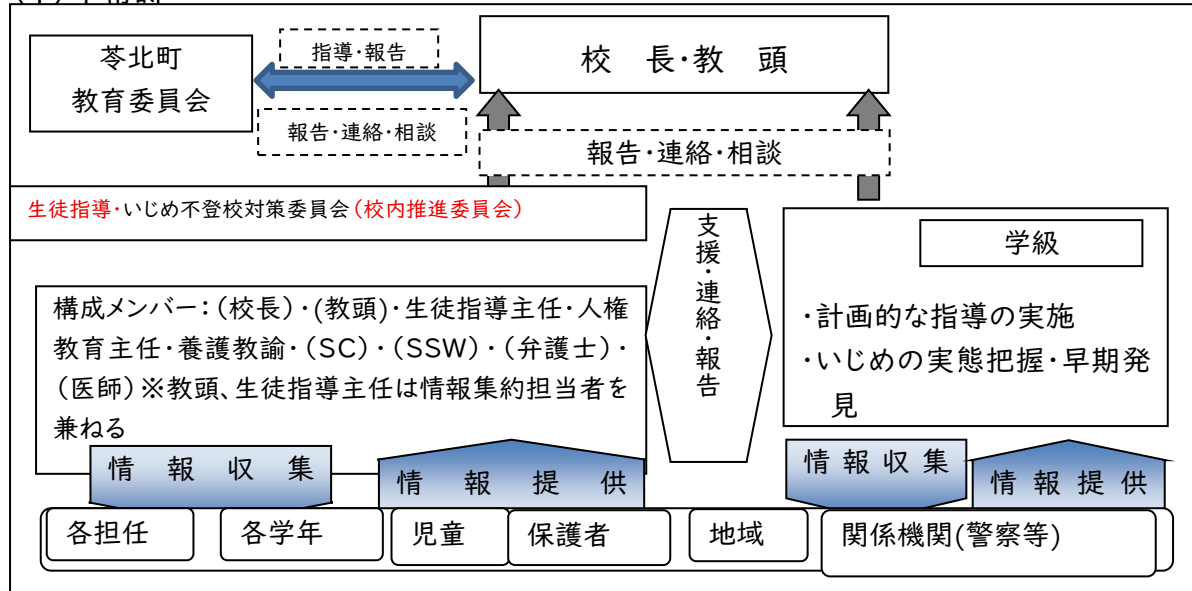
ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け、調査する。

イ 重大事態が起きたことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

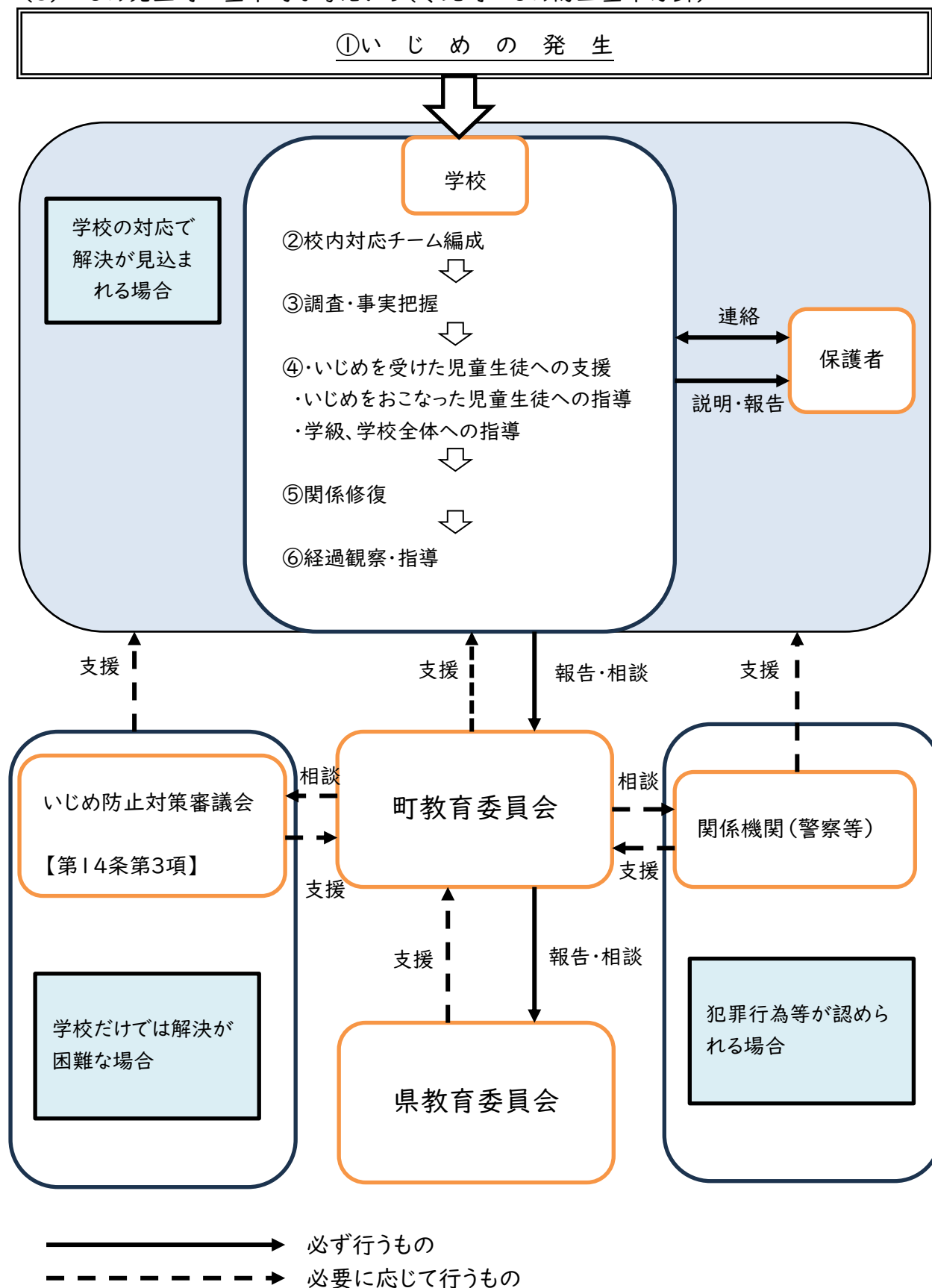
6 いじめ防止体制（組織対応マニュアル）

（1）平常時

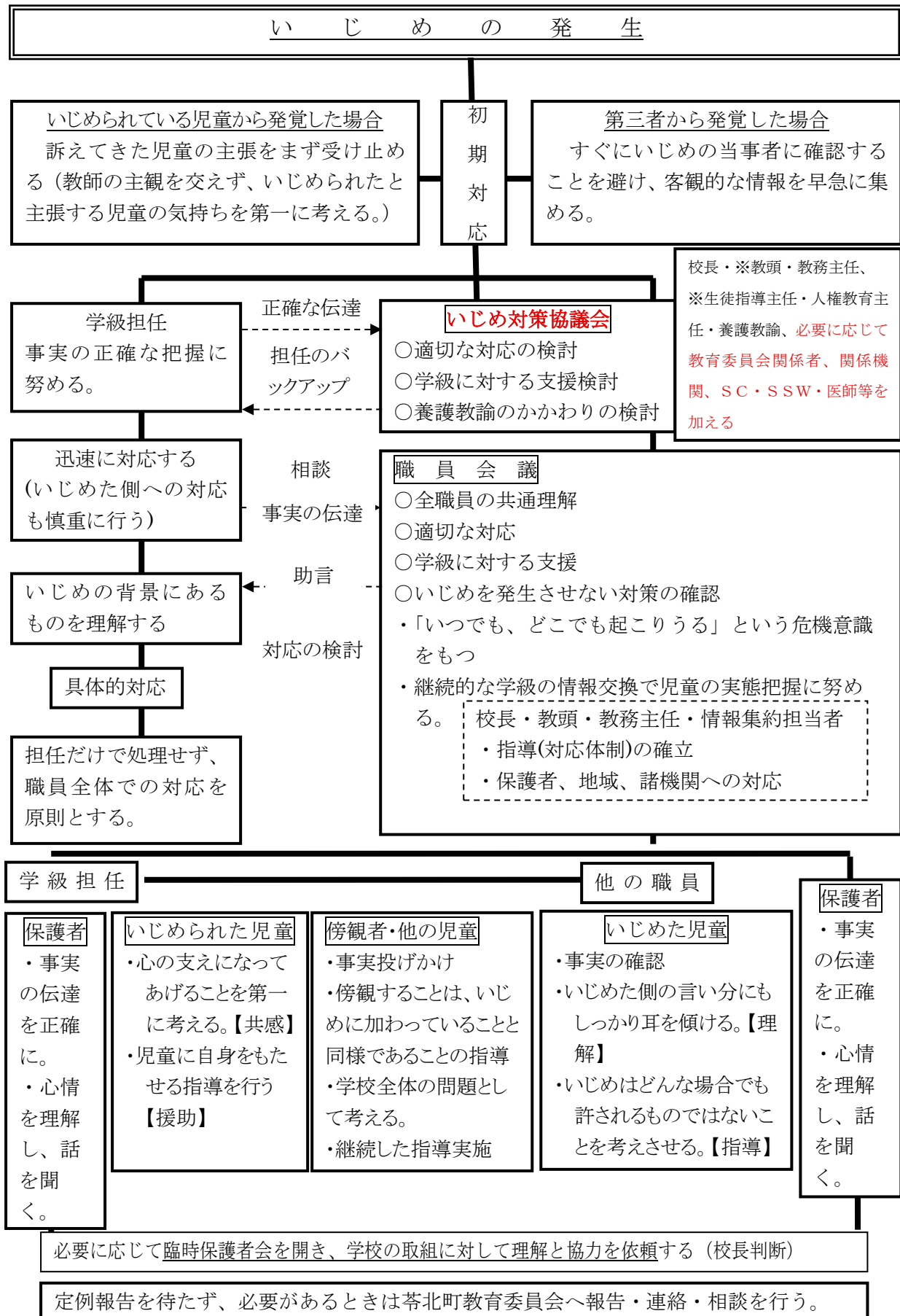


※「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織。また、本協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、協力体制を構築しておく。

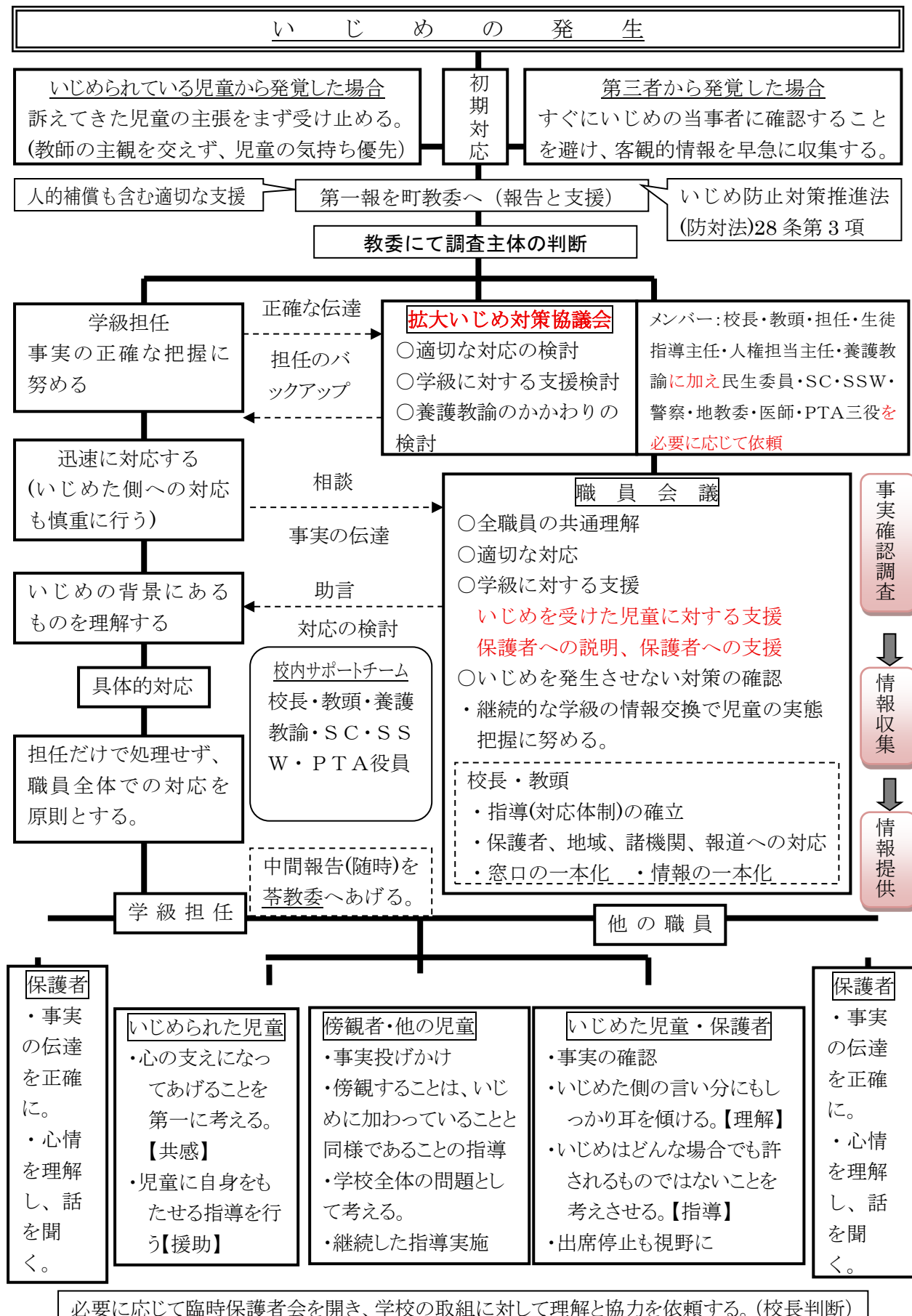
(3) いじめ発生時の基本的な考えから(苓北町いじめ防止基本方針)



(4) いじめ発生時校内の対応フローチャート



(4) 重大事案(事態)発生時・・・1ヶ月を目途に書面にとりまとめ



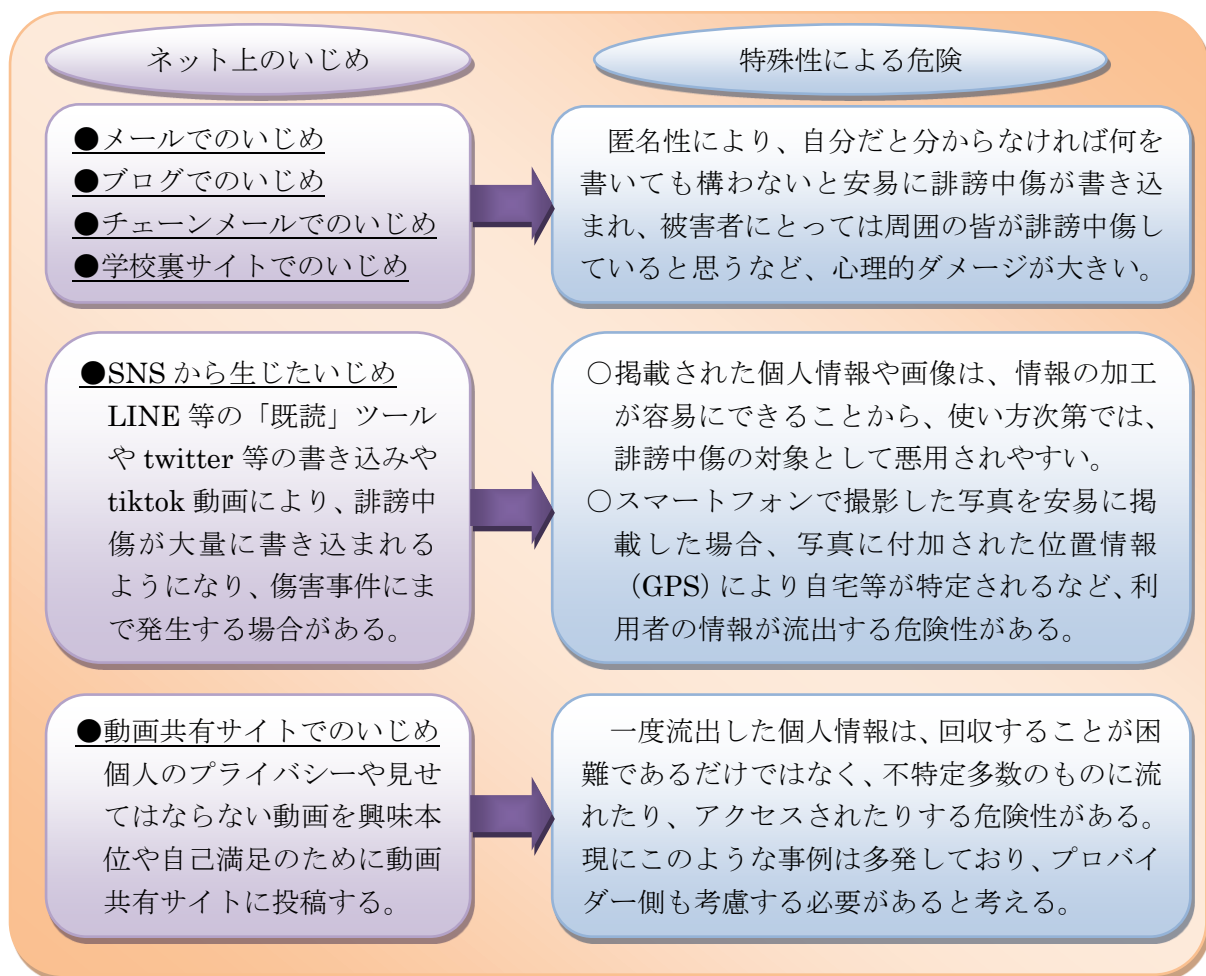
7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンやケータイ・スマートフォン等を利用して特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネットの Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。最近では LINE 等の SNS を使ったネット上のいじめも増えてきている。

(2) トラブルの事例

児童が事件に巻き込まれた事例だけではなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。



(3) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。そのため、保護者と緊密に連携・協力し、指導を行う必要がある。

① 保護者会で伝えたいこと

i) 未然防止の観点から

ア 児童の PC やケータイを第一義的に管理するのは家庭である。

イ フィルタリングのみならず家庭において児童を危険から守るためのルール作りを行う（我が家の 1 か条等）。

ウ ケータイを持たせる必要性については必ず十分に検討させる。

エ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマホ特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。

オ「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識する。

ii) 早期発見の観点から

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

児童の
心理

匿名で書き込みができるなら・・・自分だと分からなければ・・・誰にも気づかれな
いんだ・・・あの子も、みんなやっている・・・動画共有サイトで目立ちたい。

このような児童 ↓ 対して・・・

- 発信した情報はすぐに多くの人に無制限に広がってしまう。
- 匿名でも書き込みをした人は、すぐに特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自死だけではなく、傷害などの別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報を回収することはほぼ不可能である。

(4) 早期発見・早期対応のために

① 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等の対応

i) 書き込みや画像の削除、チェーンメール等への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。

ii) 学校や保護者だけでは解決が困難な場合が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる

② 書き込みや画像の削除に向けて

i) 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

ii) 誹謗中傷を行うことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。

iii) 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。

iv) 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

③ チェーンメールの対応

i) チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を

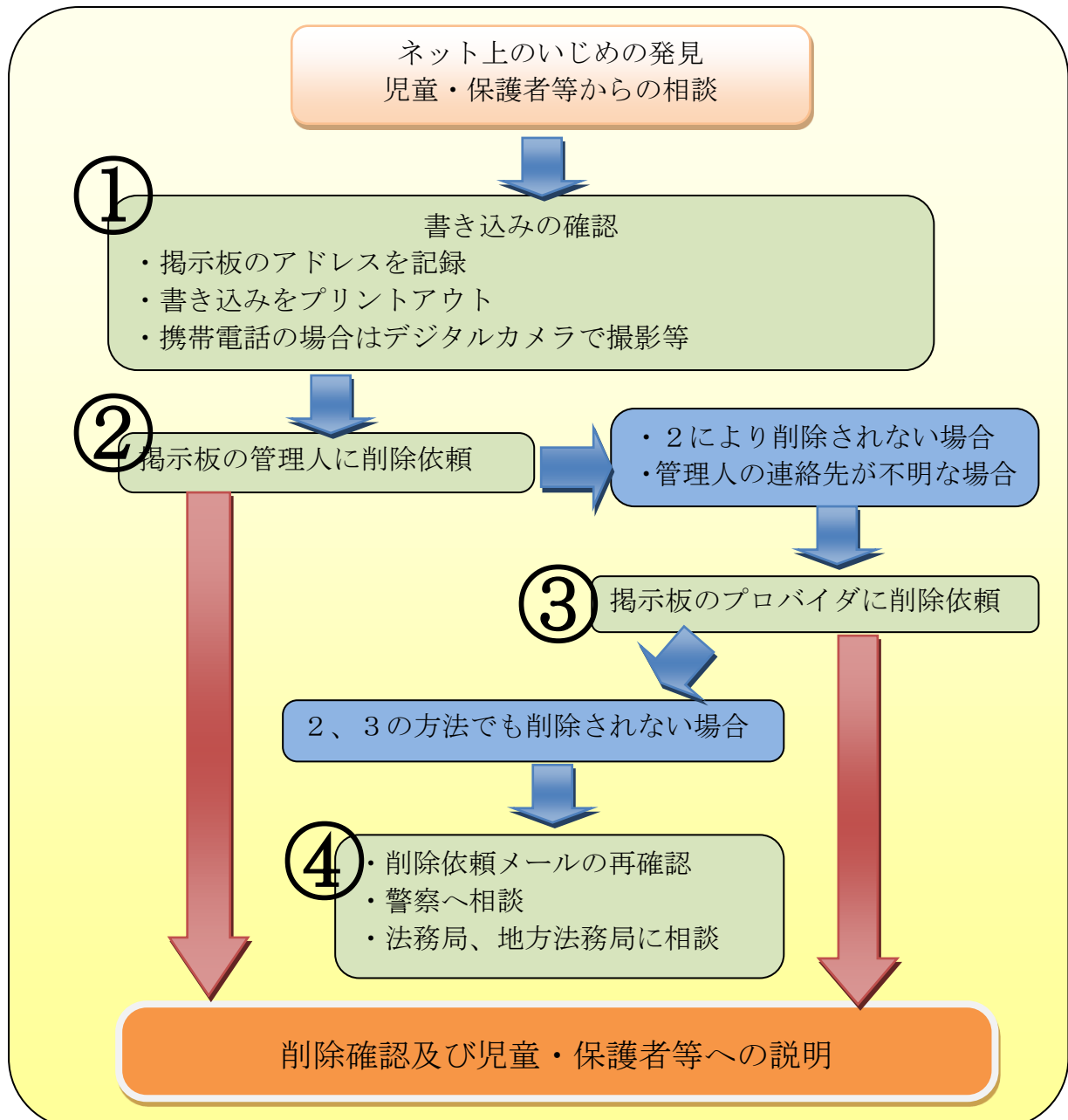
加えられたりするものではないことを伝える。

ii) 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容によっては「ネット上のいじめ」の加害者になることを伝える。

④ SNS の管理について

SNS の管理はケータイの管理である。すなわち、社会的に大人になるまで保護者が責任をもって子どものケータイを管理することが望ましい。

書き込み等の削除の手順(参考)



8 保護者との連携は必ず行う

(1) 保護者との連携は密に行う。

(2) 当該児童の個人情報のうち、加害者及び被害者の区別なく、表に出す情報は必ず保護者の承諾を得ることとする。

9 おわりに

この基本方針は時代の変化に伴い、そのニーズにあった一番ふさわしいものとなるものである。数年おきに見直しを図っていく必要がある。

附則 令和2年4月 1日改訂

令和7年7月30日改訂

令和8年4月 1日改訂